

## 【NCPR インストラクターの皆様へ】eラーニングによる更新を可能とする 特別措置終了およびI認定インストラクターの更新に関する変更のお知らせ

日本周産期・新生児医学会  
新生児蘇生法委員会

2023年5月8日新型コロナウイルスが5類相当へ引き下げとなったことをうけ、既にお知らせしておりましたが、A/B/J認定者に対してeラーニングでの更新を可能とする特別措置は **2023年12月末で終了とする**ことが新生児蘇生法委員会の協議により決定いたしました。特別措置の終了をもって、認定者の更新は「Sコースの受講を必修」とする制度に戻りますので、インストラクターの皆様は自施設のみならず、近隣施設の認定者に向けて広くSコースの門戸を広げ開催をしていただきますよう何卒ご協力をお願いいたします。

また **I認定のインストラクター資格の更新に関する変更**がございますので、下記ご確認ください。更新時期に入られたインストラクターへ個別に通知にてご案内いたします。

### 【I認定インストラクター資格の更新に関する変更について】※2023年5月より施行

従来、Iインストラクターの更新には以下の条件が必要でした。

1. 更新のための履修・・・認定期間3年間のうちに、フォローアップコース（以下Fコース）を1回以上受講すること
2. インストラクター実績・・・認定期間3年間のうちに3回以上の主インストラクター実績（もしくは開催責任者実績）があること

この更新要件のうち「**1. 更新のための履修**」が**変更となります**。条件を満たしたIインストラクターは更新のための履修として「Fコースの受講」もしくは「インストラクター専用eラーニングの受講」でも更新が可能となります。「2. インストラクター実績」については変更ありません。

#### eラーニングの受講で更新が可能となるIインストラクター

以下の①②いずれかを満たした方が対象となります。

- ① Iインストラクター取得からの「**累積主インストラクター実績数**」が**30回以上**あること
- ② **2回目以降の更新**で、現在お持ちの認定期間の「**有効期限1年前までの主インストラクター実績数**」が**10回以上**あること

例・・・現在の認定期間2021年5月～2024年5月の場合、

2021年5月1日～2023年5月末までの実績数が10回以上あれば②の対象です。

※①②いずれかの条件を満たしていても、Fコース受講での更新も可能です。

※更新のためのeラーニングは有効期限の1年前から期限までに受講してください。

今までトレーニングサイトの無い県のインストラクターの皆様にはご足労おかけしていましたが、更新のための履修の選択肢が増えますので、地域で多くのインストラクター活動をしていただき是非この制度をご利用ください。次ページもご覧ください

## ご自身のインストラクター活動実績数について

HPよりお名前と認定番号でご確認いただけます。

ご自身の累積実績数、有効期限1年前までの実績数をご確認のうえ、有効期限までにFコースの受講・eラーニングの受講いずれかの履修で更新が可能となるかご判断ください。

## インストラクター専用eラーニングについて

「インストラクター専用 e ラーニング」は継続学習支援ツールとして更新対象者以外のインストラクターの皆様もいつでもご利用いただけます。

eラーニングでの更新が可能な方(①②いずれかの条件を満たした方)は、有効期限の1年前からログインすると、「インストラクター更新のための履修」の選択肢が出ますので期限までに履修をお済ませのうえ更新お手続きをお取りください。

## 【本件に関するお問い合わせ先】

日本周産期・新生児医学会事務局 新生児蘇生法普及事業  
電話:03-5228-2017 FAX :03-5228-2104 E-mail: info@ncpr.jp